

社会福祉法人春生会 ヘルパーステーション あさひが丘

訪問介護事業 重要事項説明書

<令和 6年 6月 1日 現在>

1 ヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類

指定訪問介護

(2) 事業所の名称及び所在地

事業所名称	ヘルパーステーション あさひが丘
所在地	〒480-0304 愛知県春日井市神屋町1306番地1
管理者名	長瀬 知恵
介護保険指定番号	2372502068
サービス提供地域	① 春日井市全域 ② 小牧市の以下の地域 (大草、大草一色、大草洞上、大草北、大草東、大草南、大草西、大草中、大草藤助、大草太良、大草七重、光ヶ丘、城山、桃ヶ丘、高根、篠岡、古雅、野口違井那、野口友ヶ根、野口高畑、野口柿花、野口島ノ田、野口中田、野口惣門、野口定道、大山、野口、林野原、林新外、林南、林中、林、林北、林西、池之内、池之内赤堀、池之内道木、本庄、小松寺) 以上

※・・・上記は通常のサービス提供地域です。

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(3) 事業所の職員体制

① 管理者 1名 (常勤でサービス提供責任者と兼務)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

② サービス提供責任者 3名以上 (内1名は管理者と兼務)

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

③ 訪問介護員 2名以上 (常勤換算)

訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

※…訪問介護員にはサービス提供責任者を含まない。

- ④ 事務職員 1名以上（訪問介護員と兼務）
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

2 サービス提供時間

営業時間

- ① 営業日 月曜日～日曜日（365日）
② 営業時間 午前7時から午後7時までとする。

注）サービス提供時間は事前に計画された居宅介護サービス計画等に基づくものとし、原則として、緊急に依頼されたサービス提供をお受けすることは出来ません。

3 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0568-93-1313（午前10時～午後5時まで）

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

4 サービス内容

(1) 訪問介護事業

利用者の居宅においてサービス従事者その他政令で定める者を派遣して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

<身体介護>

- ①排泄介助
- ②食事介助
- ③専門的調理
- ④清拭
- ⑤入浴介助
- ⑥整容介助
- ⑦更衣介助
- ⑧体位変換
- ⑨移乗・移動介助
- ⑩通院・外出介助
- ⑪起床・就寝介助
- ⑫服薬介助
- ⑬自立支援のための見守りの援助
- ⑭ その他

<生活援助>

- ①掃除
- ②洗濯
- ③ベッドメイク
- ④衣類の整理・被服の補修
- ⑤調理・配下膳
- ⑥買い物
- ⑦薬の受け取り
- ⑧環境整備・換気
- ⑨その他

※次のようなサービスは、介護保険制度上のサービスとして提供することは出来ませんのでご了承願います。

- ①「本人の援助」に該当しないもの・・・家族等の為の洗濯、調理、買い物、布団干し、主として本人が使用する居室以外の掃除、来客の応接（お茶の手配等）、自家用車の洗車等
- ②「日常生活の援助」に該当しないもの・・・庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理等

(2) ヘルパーステーション あさひが丘では、利用者の日常全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画書を作成します。又、居宅介護支援事業者により居宅介護サービス計画等が作成されている場合、当該計画に基づく訪問介護計画書を作成します。

(3) 訪問介護計画の変更または中止の必要がある場合は、状況調査等を踏まえ、医師または居宅介護支援事業者の助言・指導に基づいて、訪問介護計画の内容を変更または中止します。

5 利用料金

(1) 料金

※…別紙の通りです。

(2) 支払方法

翌月 15 日頃に、前月分の請求書を送付致します。

お支払方法は、利用者の支払いに係る煩雑さを解消するため、引き落としとさせていただきます。

ご利用の翌月の 28 日（土・日・祭日の場合は翌営業日）に事前にお教えいただいた利用者の口座より引き落とされますので、前日までにご入金下さい。後日、領収書を発行いたします。

(3) 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更となる場合は、事前にお知らせいたします。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅介護サービス計画等の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談頂き、介護支援専門員より依頼票を F A X 願います。その後、契約を結び、指定訪問介護の提供を開始します。

上記以外の方は、お電話でお申込みください。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの中止・変更・追加

- ① 利用者が指定訪問介護の利用の中止(キャンセル)をする際には、すみやかにヘルパーステーションあさひが丘までご連絡ください。
- ② 利用者の都合で指定訪問介護を中止する場合には、サービス利用日の前日午後 5 時までにご連絡ください。前日午後 5 時以降の中止については、別紙のとおりキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。
- ③ サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていた指定訪問介護の実施が出来ない場合には、利用者の同意を得た上で、指定訪問介護の内容を中止・変更することが出来るものとします。
- ④ 利用者からの変更や追加の申し出に対して、指定訪問介護従事者の稼働状況により利用者の希望日に指定訪問介護の提供が出来ない場合、他の利用可能日時を提案させていただきます。
- ⑤ 天災事変の際は中止できるものとします。

(3) サービス利用契約の終了

- ① 利用者のご都合で指定訪問介護利用契約を終了する場合
指定訪問介護の終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当社の都合で指定訪問介護を終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、指定訪問介護の提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 30 日前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・利用者の要介護認定区分が、事業対象者・要支援または非該当（自立）と認定された場合（この場合、契約条件を変更して再度契約することができます。）
 - ・利用者がお亡くなりになった場合
 - ・利用者が最後にサービスを利用した日より 2 年間利用が無い場合
- ④ その他
・当事業所が正当な理由なく指定訪問介護を提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に指定訪問介護を終了することができます。

- ・利用者が、指定訪問介護利用料金の支払いが30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したのににもかかわらず、催告の日から15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院又は病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為（カスタマーハラスメントを含む）を行った場合、利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた時、やむを得ない事由により、事業を閉鎖または縮小する場合は、文書で通知することによりサービス利用契約を終了させていただくことがございます。

(4) サービス利用についての注意事項

- ① 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがありますのでご了承ください。
- ② サービス提供の際の事故及びトラブルを避ける為、次の事項にご留意ください。
 - ・ 医療行為を行うことは出来ません。
 - ・ 年金や預貯金等の金銭の取扱いは原則として行いません。
 - ・ 贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(5) 緊急時の対応

事業者は、既に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた等、必要な場合は、速やかに身元引受人、又は緊急連絡先に連絡するとともに、救急対応を含め医療機関等と連携を図る等必要な措置を講じます。

7 個人情報の使用

利用者の個人情報については「個人情報利用同意書」において同意いただいた使用目的の為に、「個人情報利用同意書」にて記された手順を以って使用させていただきます。

8 第三者評価の実施状況

第三者評価は現在行っておりません。

9 苦情等の受付

サービスについての苦情等は下記にて受け付けます。

- ・ ヘルパーステーション あさひが丘 0568-93-1313
- ・ 春日井市役所 健康福祉部 介護・高齢福祉課 0568-85-6921
- ・ 小牧市役所 健康福祉部 介護保険課 0568-76-1153
- ・ 愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 052-971-4165

10 当施設のサービスの特徴等

当法人の理念は「共生」です。この法人理念の下、私共は、老若男女各々が培った知恵・経験等を共有し、補完し合うことで社会が成り立っていることを理解し、ノーマライゼーションの考えに立ってサービスを提供することで、利用者・家族・地域の方々が安全、安心そして将来に希望を持って暮らせる街づくり、社会づくりに貢献することを旨として取り組んでいきます。

指定訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】

<所在地> 愛知県春日井市神屋町1306番地1
<名称> 社会福祉法人春生会
ヘルパーステーション あさひが丘 印

<説明者> サービス提供責任者
印

私は、契約書及び本書面により、事業所から指定訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】

<住所> 契約書に記載の住所と変更ない場合、にチェックし記載不要

<氏名> 印

【署名代行人】

<住所> 契約書に記載の住所と変更ない場合、にチェックし記載不要

<氏名> 印

<代行の理由> 手が不自由・目が不自由・その他（ ）

【身元引受人 兼 連帯保証人】

<住所> 契約書に記載の住所と変更ない場合、にチェックし記載不要

<氏名> 印

ヘルパーステーション あさひが丘 利用料金

訪問介護事業

※基本サービス単価に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額がご利用者様の負担となります。

1) 身体介護が中心の場合 【 1単位 10.42円 】

時間	基本サービス単価/回
20分未満	163
20～30分未満	244
30分～1時間未満	387
1時間～1時間30分未満	567
1時間30分以上30分毎	82

2) 生活援助が中心の場合

時間	基本サービス単価/回
20分～45分未満	179
45分以上	220

3) 身体介護に引き続き生活援助を行う場合

時間	基本サービス単価/回
20分以上	65
45分以上	130
70分以上	195

4) 特定事業所加算

特定事業所加算(I)	基本サービス単価×20%
特定事業所加算(II)	基本サービス単価×10%

5) 介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算 (I)	基本サービス単価+各種加算減算総単位数にサービス別加算率 24.5%を乗じて単位数を算定
介護職員等処遇改善加算 (II)	基本サービス単価+各種加算減算総単位数にサービス別加算率 22.4%を乗じて単位数を算定
介護職員等処遇改善加算 (III)	基本サービス単価+各種加算減算総単位数にサービス別加算率 18.2%を乗じて単位数を算定
介護職員等処遇改善加算 (IV)	基本サービス単価+各種加算減算総単位数にサービス別加算率 14.5%を乗じて単位数を算定

※・・・上記の加算のうち、何れかを算定します。詳細は別途通知書をご覧ください。
加算については利用途中に変更となる場合がございます。

※・・・利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

サービス提供日の前日午後5時まで	無 料
サービス提供日の前日午後5時までにご連絡 いただけなかった場合	利用者負担金 (負担割合に応じた額)

6) その他の料金加算 等

・時間外割増料金加算

通常の時間帯以外の時間でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

早朝	(午前7時～午前8時)	25%
夜間	(午後6時～午後7時)	25%

・緊急時訪問介護加算

利用者やその家族等からの要請を受け、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、居宅介護サービス計画等のない訪問介護(身体介護)を行った場合に1回あたり100単位が加算されます。

・訪問介護初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回または初回の属する月に「サービス提供責任者が自ら指定訪問介護を提供」したか、「サービス提供責任者が他の訪問介護員の指定訪問介護の提供に同行」した場合に200単位が加算されます。

- 1 初めて当訪問介護事業所を利用する場合。(新規)
- 2 過去2か月に当事業所の指定訪問介護を利用しなかった場合。

・訪問介護同一建物減算1

当事業所の所在する建物と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(ケアハウス)若しくは当事業所と同一建物(生活支援ハウス)に居住する利用者又は当事業所における一月当りの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、訪問介護サービスを行った場合は所定単位数の10%減算となります。

・サービス提供にかかる交通費

- 1 サービス従事者が利用者宅を訪問する際にかかる交通費に関しては、サービス提供地域にお住まいの方は無料となります。それ以外の地域の方は別途実費をいただく場合があります。その実費とは、事業者と利用者宅までの標準的な訪問経路の区間で、サービス提供地域以外の区間での公共交通機関実費又は自動車使用時の経費(50円/km)となります。
- 2 買い物や通院介助などのサービスを利用する際にかかる交通費は、利用者の負担となります。なお交通費とは、同乗するサービス従事者分を含む公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費とし事業者の自動車を使用する場合は、利用者宅から目的地までの往復の経費(50円/km)となります。
- 3 事業者の自動車に利用者が同乗することは出来ませんのでご了承ください。